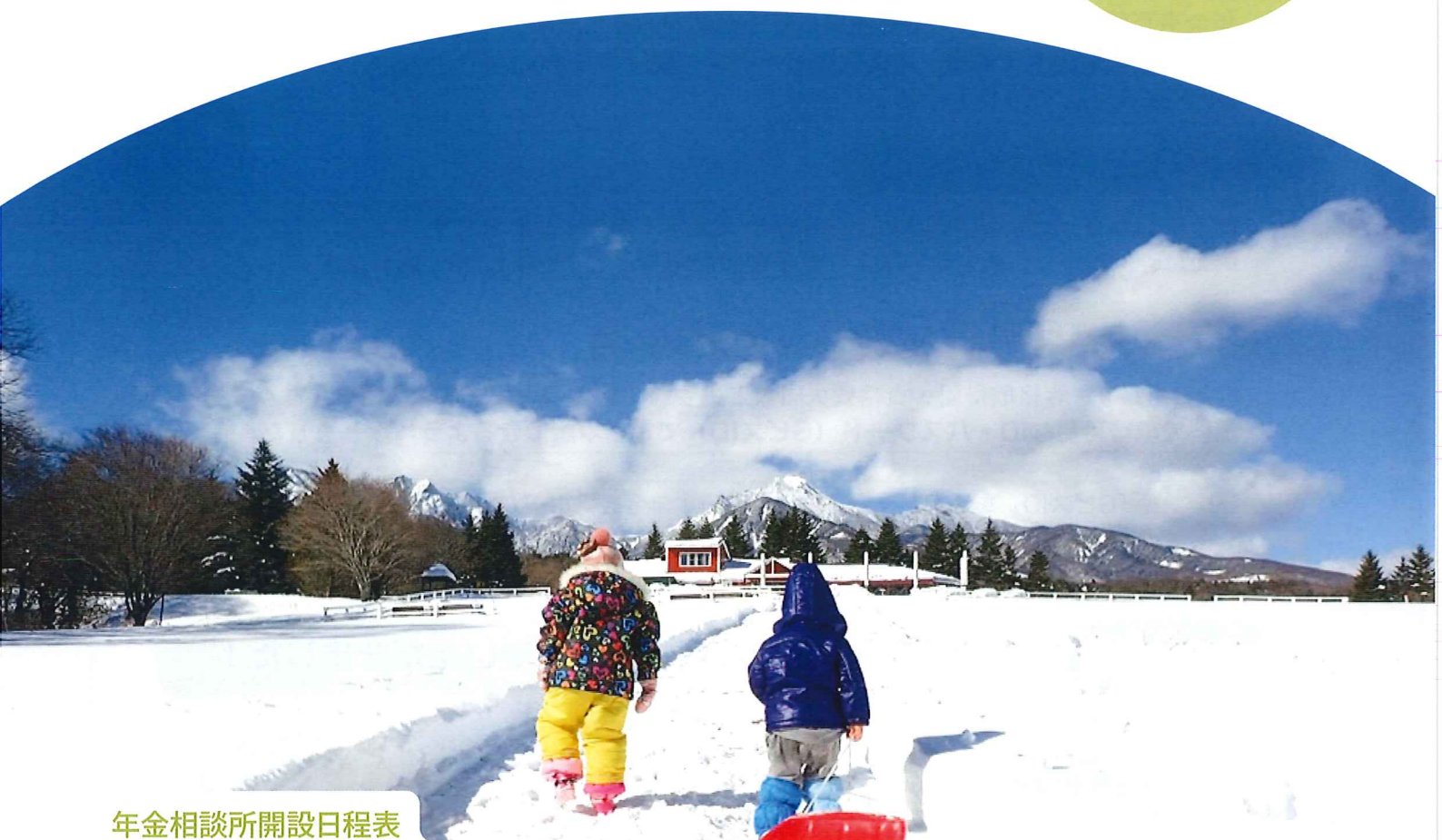




年金相談所開設日程表

●京都南年金事務所

※両会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日		開設時間	開設場所	京都南年金事務所 電話予約 TEL 075-643-2620 【平日 8:30～17:15】
木津川市	2月24日(水)	3月24日(水)	10:00～16:00	木津川市庁舎北別館	
八幡市	2月26日(金)	3月26日(金)	10:00～16:00	八幡市文化センター	

●舞鶴年金事務所

※いずれの会場とも年金相談のみです。

郡市名	開設日		開設時間	開設場所	舞鶴年金事務所 電話予約 TEL 0773-76-5772 【平日 8:30～17:15】
福知山市	2月4日(木)	3月4日(木)	10:15～15:45	福知山市役所	
京丹後市	—	3月11日(木)	10:45～15:30	アグリセンター大宮	
福知山市	2月18日(木)	3月18日(木)	10:15～15:45	中丹勤労者福祉会館	
京丹後市	2月25日(木)	3月25日(木)	10:45～15:30	峰山総合福祉センター	

年金相談所では、お待ちいただく時間を少なくするために「予約制」を実施させていただいております。

※出張相談につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により中止となる場合がありますので、予めご了承ください。

※予約なしでお越しいただいた場合、会場使用の関係上、相談をお受けできない場合がありますのでご了承ください。

予約方法

- 1 予約電話にご連絡ください
(予約以外のご用件はお受けできませんのでご注意ください)。
- 2 受付の際に、「基礎年金番号」「氏名」「住所」「電話番号」「相談内容」等についてお伺いします。(お手元に、「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」をご用意ください)

- 3 ご希望の「会場」「予約時間」をお伺いします。
(予約状況により、ご希望に添えないことがありますのでご了承ください)
- ※相談当日は、予約時間の「5分前」までにお越しください。
※当日、ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

INDEX

日本年金機構からのお知らせ

- 社会保険の手続きは電子申請が便利です！ 2

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

- 協会けんぽでは、インセンティブ制度を導入しています
皆様の取組で保険料率が変わる！ 3
- 会社を退職される方へ
健康保険任意継続制度をご存知ですか？ 4

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

社会保険の手続きは電子申請が便利です！

日本年金機構への各種お手続きは、「新型コロナウイルス感染症」の感染防止のためにも、電子申請の活用をお願いします。

電子申請のメリット

- ・年金事務所、ハローワークや郵便局に行く必要がありません。(自宅や職場などから申請できます。)
- ・移動時間の節約や交通費、郵送費などの削減が期待できます。
- ・24時間365日、いつでも申請が可能です。

電子申請がいちばん早い！

電子申請なら、紙や電子媒体による申請よりも早く処理が行われます。

例えば、保険証は、紙での申請より**電子申請のほうが3～4日早く届きます。**



電子申請がさらに利用しやすくなりました！

昨年4月より、資格取得届・資格喪失届など主要な手続について、**電子証明書がなくても無料で取得可能なID・パスワード（GビズID）で電子申請できるようになりました。**

「GビズID」を活用した電子申請は、日本年金機構ホームページから無料でダウンロードできる「届書作成プログラム」をご利用ください。



電子申請をご利用の中小企業の皆様から声をいただきました！

算定基礎届を
GビズIDを利用して
提出しました。

**わずか2日で決定通知書が
発行されました！**

中小企業で人手が少ないため、
出向かずに電子申請で
手続きが済むのは
非常にありがたい。

電子申請は
操作が難しい
イメージがあったが、
**実際に使ってみたら、
簡単だった。**



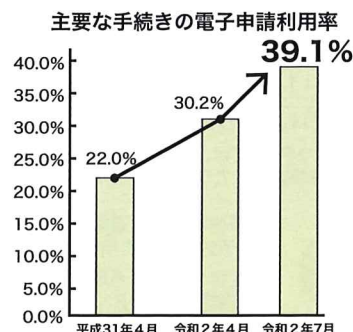
夏場は算定基礎届の
処理で大変なはずなのに、
電子申請で届出した際の
**事務処理が画期的に
早くなったのを実感！**
(社会保険労務士)

電子申請の利用率はどんどん伸びています！

すでに多くの事業主の方が電子申請で手続（※）しています。

※ 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・
被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

※ 受付した届書の被保険者数を基礎数として算出したものであり
速報値です。



日本年金機構

上 京年金事務所 ☎ 075-415-1165
中 京年金事務所 ☎ 075-251-1165
下 京年金事務所 ☎ 075-341-1165

京都南年金事務所 ☎ 075-644-1165
京都西年金事務所 ☎ 075-323-1170
舞鶴年金事務所 ☎ 0773-78-1165

協会けんぽでは、インセンティブ制度を導入しています

皆様の取組で 保険料率が変わる！

協会けんぽでは、平成30年度から「インセンティブ（報奨金）制度」を導入しています。

この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様が取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、それを「健康保険料率」に反映させるものです。

全ての事業主、加入者の皆様が取組が医療費適正化につながります。協会けんぽも皆様を取組を全力でサポートさせていただきますので、ともに取り組んでいきましょう。

どう評価するの？

- まずは、制度の財源となる保険料率として、あらたに全支部の保険料率の中に、0.01%（※1）を盛り込みます。

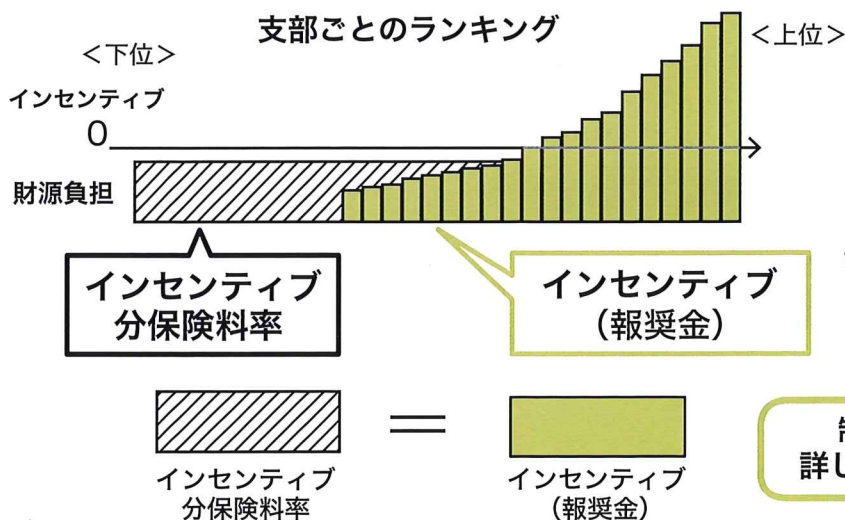
（※1） この0.01%については、以下のとおり3年間で段階的に導入します。

平成30年度（令和2年度保険料率）：0.004% ⇒ 平成31年度（令和3年度保険料率）：0.007% ⇒ 令和2年度（令和4年度保険料率）：0.01%となります。

- その上で、特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき全支部をランキングづけし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率（※2）を引き下げます。

（※2） インセンティブ制度では全支部一律の保険料率である後期高齢者への仕送り金に係る保険料にインセンティブ（報奨金）を反映する仕組みとしております。

【制度のイメージ】



健康づくりを
頑張っている都道府県は、
保険料率が優遇
されるんだね！！



制度についての
詳しい情報はこちら！



全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

協会けんぽ 京都

検索

ホームページ
はこちら



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto/> 【企画総務グループ ☎ 075-256-8636】

協会けんぽ京都支部からのお知らせ

会社を退職される方へ

健康保険任意継続制度
をご存知ですか？

任意継続制度とは、退職や勤務時間の短縮等により健康保険の資格を喪失した後も、一定要件のもとに個人で継続して2年間加入できる制度です。

任意継続被保険者となるための要件

① 退職日までに継続して

2か月 以上の被保険者期間

があること。

② 退職日の翌日から**20日以内**(※)にお住まいの都道府県の協会けんぽへ「任意継続被保険者資格取得申出書」を**提出(必着)**すること。

※退職日前からのお申し込みはできません。

手続方法について

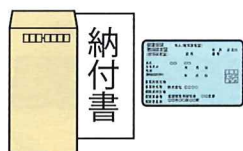
- お住まいの都道府県の協会けんぽ支部に「任意継続被保険者資格取得申出書」を郵送してください。申出書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。
- 被扶養者を申請する場合は、続柄、収入、同居(別居の場合は仕送りの状況)を確認する書類等が必要です。ただし、添付書類を省略できる場合がありますので、詳細は「任意継続被保険者資格取得申出書 記入の手引き」をご覧ください。協会けんぽホームページをご覧ください。

申請書はこちら！



新しい保険証について

保険証と初回保険料納付書(※)を同封してお送りいたします。



※ 初回保険料が未納になると、加入された日に遡って健康保険の資格が取消となりますので、必ず納付期日までに、お近くの郵便局やコンビニ等で納付してください。

退職日に係る証明書類の添付について

退職日が確認できる証明書(※)を添付いただくか、健康保険資格喪失証明欄に事業主証明があると保険証の発行が通常より早くなる場合があります。

- 事業主が証明した退職証明書 写し
- 健康保険資格喪失届 写し
- 雇用保険被保険者離職票 写し

※ これらの書類がなくても任意継続の手続きは可能です。

保険料について

退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて算出します。
原則、**退職前に納付されていた保険料の2倍(※)**になります。

※ 加入する支部が変更となる場合、都道府県で保険料率が異なるため、保険料が多少変動する場合があります。

※ 退職時の標準報酬月額が30万円以上の場合、標準報酬月額は30万円で計算します。

<在職中>
※事業主と折半

事業主
負担

本人
負担

<退職後の任意継続中>

全額
本人負担



全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto/> 【業務グループ ☎ 075-256-8631】

協会けんぽ 京都

検索

ホームページ
はこちら



■ 京都府社会保険協会のホームページ <https://www.shaho-kyoto.or.jp>

発行／(一財)京都府社会保険協会
京都市中京区西洞院通六角下池須町408-1
北川ビル3階
TEL.075-251-1190
行政記事提供 日本年金機構京都事務センター
全国健康保険協会 京都支部

職場内で閲覧しましょう